

(目的)

1. この要領は、新屋区民が新屋区の公共施設である児童館及びミレニアム東山台（以下「区施設」という。）を利用するときの利用方法、利用料金等について定める。

(利用登録)

2. 区施設を初めて利用するときは、あらかじめ、別紙1「新屋区施設利用団体等登録書」を提出すること。

(利用方法)

3. 区施設を利用するときは、別紙2「新屋児童館施設利用願」又は別紙3「ミレニアム東山台施設利用願」（以下「利用願」という。）を新屋児童館内区事務所に提出すること。

(利用料金及び利用時間)

4. 利用料金及び利用時間は次のとおりとする。

新屋児童館	時間区分 ①9時～12時	時間区分 ②13時～17時	時間区分 ③17時～22時	備考
1 階会議室	500 円	500 円	500 円	
	(1,000 円)	(1,000 円)	(1,000 円)	
遊戯室	1,000 円	1,000 円	1,000 円	※時間区分③ 児童館開館日は、 17時30分～22時と なります。
	(2,000 円)	(2,000 円)	(2,000 円)	
2 階大会議室	1,000 円	1,000 円	1,000 円	
	(2,000 円)	(2,000 円)	(2,000 円)	
ミレニアム東山台	①10時～12時	②13時～17時		
コスモホール	1,000 円	1,000 円		
	(2,000 円)	(2,000 円)		
さくら（和室左）	500 円	500 円		
	(1,000 円)	(1,000 円)		
あじさい（和室右）	500 円	500 円		
	(1,000 円)	(1,000 円)		

- ・利用料金には、冷暖房費を含む。
 - ・利用料金は、①～③の各時間内の金額。
 - ・上段金額は、新屋区民が代表者の場合の金額。
 - ・下段カッコ内は、新屋区民が1名以上含まれる場合の金額。
- なお、新屋区民が含まれなくても、区長が認めた場合も同様とする。
- ・①と②等区分をまたいだ時の料金は、①+②の料金。

※次に掲げる新屋区の団体等は、利用料金は無料（公的行事及び会議に限る）。

区三役会、区議員会、区各組、青少年健全育成、天王コミュニティー、老人クラブ、子育てクラブ、消防団、子ども会、中学ジュニアクラブ、PTA、生産組合、農業者財産管理組合、山車保存会、囃子保存会、市行政区各役員会、市主催の説明会等、その他営利目的でない者で区長が認めた団体